

認知症と共生する社会へ向けて ①

2023年6月に参議院本会議において全会一致で可決された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が、2024年1月1日、施行されました。これまでわが国では多数の「基本法」が制定されてきましたが、このように前置きの長い基本法は、今回の認知症基本法が初めてではないでしょうか。



一般に基本法とは、国政にとって重要な分野について、国の制度、政策、対策に関する基本方針・原則等を明文化し、方向性を示すものであると言われており、こうした基本方針に沿った措置を講ずべきことを定められています。つまり、基本法の目的、内容、理念等に適合するような形で、さまざまな行政施策が遂行されることとなります。従って、基本法で定める内容は抽象的なものに留まることが多いのが通常です。

今回の認知症基本法も、前半にはふわっとした抽象的な理念が書かれ、後半では地方自治体における行政施策に落とすための訓示のようなことが書かれているだけだろうと、高を括るべきではありません。この基本法は、日本における認知症の価値観を大きく変容させるきっかけになるものだと筆者は確信しています。

実は、認知症基本法は、議員立法により2019年に国会に提出されたものの、議論が進まず新型コロナウイルスの混乱の影響で、2021年に廃案になった経緯があります。

しかしその後、2021年に「認知症との共生社会の実現を推進する」という大きな目標を掲げて議員連盟が立ち上がり、1年半の議論の後に、認知症の本人や家族の意見も取り入れられた「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。

最も重要な目的として、「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する」こととされており、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進すべきというメッセージが込められています。

これまで私たちは、「認知症になったら終わりだ」「認知症にだけは絶対になりたくない」と思っていませんでしたか？新しい認知症基本法の世界観では、認知症は誰もがなる可能性のあるもので、さらに研究開発により治療薬も認可され、早期発見も可能になり、治る可能性のあるものとなってきたこともあって、本人も家族も堂々と「認知症です」と周囲にオープンに言える社会、認知症の人が社会の中で差別区別されることなく合理的配慮によりこれまで通り安心して暮らしていくことができる社会を目指します。

こうした新しい認知症観を醸成し、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の理念を広げていくために、施行前に岸田総理が立ち上げたのが「認知症と向き合う幸齢社会実現会議」であり、筆者もその会議の有識者メンバーの1人に選出されました。

次回からは、この会議と認知症基本法のメッセージをお伝えしていきます。 つづく